（商業登記法の一部改正）

第十三条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条を第七条の二とし、第六条の次に次の一条を加える。

（会社法人等番号）

第七条　登記簿には、法務省令で定めるところにより、会社法人等番号（特定の会社、外国会社その他の商人を識別するための番号をいう。第十九条の三において同じ。）を記録する。

第十九条の二の次に次の一条を加える。

（添付書面の特例）

第十九条の三　この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しない。

（所得税法の一部改正）

第十四条　所得税法の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項（定義）に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改め、同条第三項第一号及び第五項中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第五十七条第二項中「氏名」の下に「及び個人番号」を加える。

第百九十四条第一項第三号中「氏名及び」を「その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに」に改め、同項第四号及び第五号中「氏名」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加える。

第百九十五条第一項第二号中「氏名」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加える。

第百九十五条の二第一項第三号中「及び」の下に「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに」を加える。

第百九十八条第四項中「及び住所」を「、住所及び番号」に、「氏名の記載及び」を「氏名及び個人番号の記載並びに」に、「氏名を」を「氏名及び個人番号を」に改める。

第二百三条の五第一項第三号及び第四号中「氏名」の下に「及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）」を加え、同項第五号中「氏名及び」を「その者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）並びに」に改める。

第二百二十四条第一項中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）を」を「同じ。）及び個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号（個人番号又は法人番号（同項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を」に、「及び住所を」を「、住所及び個人番号又は法人番号を」に改める。

第二百二十四条の三第一項中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）」に、「及び住所を」を「、住所及び個人番号又は法人番号を」に改める。

第二百二十四条の四中「及び住所（」を「、住所（」に「同じ。）」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）」に、「及び住所を」を「、住所及び個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項において同じ。）を、」に、「及び住所を」を「、住所及び個人番号又は法人番号を」に改める。

第二百二十四条の六中「及び住所（」を「、住所（」に、「同じ。）」を「同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この条において同じ。）」に、「及び住所を」を「、住所及び個人番号又は法人番号を」に改める。

（所得税法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　前条の規定による改正後の所得税法（以下この条において「新所得税法」という。）第十条第一項、第三項及び第五項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書について適用し、第三号施行日前に提出した前条の規定による改正前の所得税法（以下この条において「旧所得税法」という。）第十条第一項に規定する非課税貯蓄申込書、同条第三項に規定する非課税貯蓄申告書及び同条第四項の申告書については、なお従前の例による。

2　新所得税法第五十七条第二項の規定は、第三号施行日以後に提出する同項の書類について適用し、第三号施行日前に提出した旧所得税法第五十七条第二項の書類については、なお従前の例による。

3　新所得税法第百九十四条第一項及び第百九十五条第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する新所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第百九十五条第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

4　新所得税法第百九十五条の二第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第二項に規定する給与所得者の配偶者特別控除申告書について適用する。

5　新所得税法第二百三条の五第一項の規定は、第三号施行日以後に提出する同条第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

6　新所得税法第二百二十四条第一項の規定は、第三号施行日以後に支払の確定する同項に規定する利子等又は配当等について適用し、第三号施行日前に支払の確定した旧所得税法第二百二十四条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

7　新所得税法第二百二十四条の三第一項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第三号施行日以後に行われる同条第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付について適用し、第三号施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の三第一項に規定する株式等の譲渡、同条第三項に規定する金銭等の交付又は同条第四項に規定する償還金等の交付については、なお従前の例による。

8　新所得税法第二百二十四条の四の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定する信託受益権の譲渡について適用し、第三号施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の四に規定する信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

9　新所得税法第二百二十四条の五第一項の規定は、同条第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で第三号施行日以後に行われるものについて適用し、旧所得税法第二百二十四条の五第二項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で第三号施行日前に行われたものについては、なお従前の例による。

10　新所得税法第二百二十四条の六の規定は、第三号施行日以後に行われる同条に規定する金地金等の譲渡について適用し、第三号施行日前に行われた旧所得税法第二百二十四条の六に規定する金地金等の譲渡については、なお従前の例による。

（住民基本台帳法の一部改正）

第十六条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の六」を「第三十条の五」に、「都道府県の事務等（第三十条の七―第三十条の九）」を「本人確認情報の通知及び保存等（第三十条の六―第三十条の八）」に、「指定情報処理機関（第三十条の十―第三十条の二十八）」を「本人確認情報の提供及び利用等（第三十条の九―第三十条の二十三）」に、「第三十条の二十九」を「第三十条の二十四」に、「第五十四条」を「第五十三条」に改める。